

[様式第1号 計画段階環境配慮書提出書](#)
[様式第1号の2 第一種事業廃止通知書](#)
[様式第1号の3 第一種事業非該当通知書](#)
[様式第1号の4 第一種事業実施引継通知書](#)
[様式第2号 第二種事業実施予定届出書](#)
[様式第3号 環境影響評価方法書等提出書](#)
[様式第3号の2 環境影響評価方法書についての意見概要提出書](#)
[様式第4号 環境影響評価準備書等提出書](#)
[様式第5号 環境影響評価準備書についての意見概要および事業者見解提出書](#)
[様式第6号 公述申出書](#)
[様式第7号 環境影響評価書等提出書](#)
[様式第8号 対象事業廃止通知書](#)
[様式第9号 対象事業非該当通知書](#)
[様式第10号 対象事業実施引継通知書](#)
[様式第11号 環境影響評価等再実施通知書](#)
[様式第12号 工事着手届出書](#)
[様式第13号 事後調査計画書提出書](#)
[様式第14号 修正事後調査計画書提出書](#)
[様式第15号 事後調査報告書提出書](#)
[様式第16号 工事完了届出書](#)
[様式第17号 事後調査完了届出書](#)
[様式第18号 身分証明書](#)

様式第1号(第3条の4、第62条の2関係)

計画段階環境配慮書提出書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名 〕

計画段階環境配慮書を作成したので、福井県環境影響評価条例第4条の4(福井県環境影響評価条例施行規則第62条の2第4項の規定により読み替えて適用される福井県環境影響評価条例第4条の4)の規定により、別紙のとおり提出します。

連 絡 先	担当者名		電話番号	
	勤務先 (所属名等)			

様式第1号の2(第3条の9、第62条の2関係)

第一種事業廃止通知書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名)

第一種事業を実施しない(都市計画第一種事業を都市計画に定めない)こととしたので、福井県環境影響評価条例第4条の7第1項(福井県環境影響評価条例施行規則第62条の2第4項の規定により読み替えて適用される福井県環境影響評価条例第4条の7第1項)の規定により、次のとおり通知します。

第一種事業の名称 (都市計画第一種事業の名称)				
第一種事業の種類 (都市計画第一種事業の種類)				
廃止年月日	年 月 日			
廃止の理由				
連絡先	担当者名		電話番号	
	勤務先 (所属名等)			

備考 廃止の理由の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても差し支えありません。

様式第1号の3(第3条の9関係)

第一種事業非該当通知書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名 〕

第一種事業の内容等を修正したことにより第一種事業または第二種事業のいずれにも該当しなくなったので、福井県環境影響評価条例第4条の7第1項の規定により、次のとおり通知します。

第 一 種 事 業 の 名 称				
第 一 種 事 業 の 種 類				
修 正 年 月 日	年 月 日			
修 正 の 内 容				
修 正 の 理 由				
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

備考 修正の内容の欄および修正の理由の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても差し支えありません。

様式第1号の4(第3条の9関係)

第一種事業実施引継通知書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名)

第一種事業の実施を他の者に引き継いだので、福井県環境影響評価条例第4条の7第1項の規定により、次のとおり通知します。

第一種事業の名称					
第一種事業の種類					
引 継 年 月 日	年 月 日				
引 継 ぎ 後 の 事 業 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
	氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)				
	連絡先	担当者名		電話番号	
		勤務先(所属名等)			
引 継 ぎ の 理 由					
連 絡 先	担当者名		電話番号		
	勤務先(所属名等)				

備考 引継ぎの理由の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても差し支えありません。

様式第2号(第4条、第63条関係)

第二種事業実施予定届出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

第二種事業を実施したいので、福井県環境影響評価条例第5条第1項(福井県環境影響評価
条例施行規則第63条第3項の規定により読み替えて適用される福井県環境影響評価条例第5
条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

第二種事業の種類				
第二種事業の規模				
第二種事業が実施 されるべき区域				
第二種事業の目的 その他の概要				
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

様式第3号(第8条、第64条関係)

環境影響評価方法書等提出書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

環境影響評価方法書を作成したので、福井県環境影響評価条例第8条(福井県環境影響評価条例施行規則第64条第3項の規定により読み替えて適用される福井県環境影響評価条例第8条)の規定により、別紙のとおりその要約書を添えて提出します。

連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

様式第3号の2(第13条、第64条関係)

環境影響評価方法書についての意見概要提出書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

環境影響評価方法書についての意見書が提出されたので、福井県環境影響評価条例第11条(福井県環境影響評価条例施行規則第64条第3項の規定により読み替えて適用される福井県環境影響評価条例第11条)の規定により、次のとおりその意見の概要を提出します。

対 象 事 業 の 名 称 (都市計画対象事業の名称)				
対 象 事 業 の 種 類 (都市計画対象事業の種類)				
意 見 書 の 数	通			
意 見 の 概 要				
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

備考 意見の概要の欄は、その内容を記載した別紙を添付することにより代えても差し支えありません。

様式第4号(第15条、第64条関係)

環境影響評価準備書等提出書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

環境影響評価準備書を作成したので、福井県環境影響評価条例第16条(福井県環境影響評価条例施行規則第64条第3項の規定により読み替えて適用される福井県環境影響評価条例第16条)の規定により、別紙のとおりその要約書を添えて提出します。

連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

様式第5号(第25条、第64条関係)

環境影響評価準備書についての意見概要および事業者見解提出書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

環境影響評価準備書についての意見書が提出されたので、福井県環境影響評価条例第20条(福井県環境影響評価条例施行規則第64条第3項の規定により読み替えて適用される福井県環境影響評価条例第20条)の規定により、次のとおりその意見の概要および当該意見についての見解を提出します。

対 象 事 業 の 名 称 (都市計画対象事業の名称)				
対 象 事 業 の 種 類 (都市計画対象事業の種類)				
意 見 書 の 数	通			
意 見 の 概 要				
当 該 意 見 に つ い て の 見 解				
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

備考 意見の概要の欄および当該意見についての見解の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても、差し支えありません。

様式第6号(第30条、第64条関係)

公 述 申 出 書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

公聴会において意見を述べたいので、福井県環境影響評価条例施行規則第30条(福井県環境影響評価条例施行規則第64条第4項の規定により読み替えて適用される同規則第30条)の規定により、次のとおり提出します。

対 象 事 業 の 名 称 (都市計画対象事業の名称)	
意見を述べようとする者の氏名	
述べようとする意見の要旨	

備考 述べようとする意見の要旨の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても差し支えありません。

様式第7号(第38条、第64条関係)

環境影響評価書等提出書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

環境影響評価書を作成したので、福井県環境影響評価条例第24条(福井県環境影響評価条例施行規則第64条第3項の規定により読み替えて適用される福井県環境影響評価条例第24条)の規定により、別紙のとおりその要約書を添えて提出します。

連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

様式第8号(第44条、第64条関係)

対 象 事 業 廃 止 通 知 書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

対象事業を実施しない(対象事業等を都市計画に定めない)こととしたので、福井県環境
影響評価条例第28条第1項(福井県環境影響評価条例施行規則第64条第3項の規定により読
み替えて適用される福井県環境影響評価条例第28条第1項)の規定により、次のとおり通知
します。

対 象 事 業 の 名 称 (都市計画対象事業の名称)				
対 象 事 業 の 種 類 (都市計画対象事業の種類)				
廃 止 年 月 日	年 月 日			
廃 止 の 理 由				
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

備考 廃止の理由の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても差し支えあ
りません。

様式第9号(第44条関係)

対象事業非該当通知書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

対象事業の内容等を修正したことにより第一種事業または第二種事業のいずれにも該当しなくなったので、福井県環境影響評価条例第28条第1項の規定により、次のとおり通知します。

対 象 事 業 の 名 称				
対 象 事 業 の 種 類				
修 正 年 月 日	年 月 日			
修 正 の 内 容				
修 正 の 理 由				
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

備考 修正の内容の欄および修正の理由の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても差し支えありません。

様式第10号(第44条、第47条関係)

対 象 事 業 実 施 引 継 通 知 書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

対象事業の実施を他の者に引き継いだので、福井県環境影響評価条例第28条第1項(第29条第4項)の規定により、次のとおり通知します。

対 象 事 業 の 名 称					
対 象 事 業 の 種 類					
引 継 年 月 日	年 月 日				
引 継 ぎ 後 の 事 業 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
	氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)				
	連絡先	担 当 者 名		電 話 番 号	
		勤 務 先 (所属名等)			
引 継 ぎ の 理 由					
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号		
	勤 務 先 (所属名等)				

備考 引継ぎの理由の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても差し支えありません。

様式第11号(第49条関係)

環境影響評価等再実施通知書

年 月 日

福井県知事 様
(市町長)

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

環境影響評価その他の手続を再実施することとしたので、福井県環境影響評価条例第30条第2項の規定により、次のとおり通知します。

対 象 事 業 の 名 称				
対 象 事 業 の 種 類				
対 象 事 業 の 規 模				
手 続 を 再 実 施 す る 理 由				
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

備考 手続を再実施する理由の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても差し支えありません。

様式第12号(第54条関係)

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

対象事業に係る工事に着手したので、福井県環境影響評価条例第36条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称				
対 象 事 業 の 種 類				
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日			
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日			
工 期 ま た は 工 区				
工事施行者の住所および 氏名(法人にあつては、主 たる事務所の所在地、名称 および代表者の氏名)	住 所			
	氏 名			
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

備考 工期または工区の欄は、その内容を記載した別紙を添付することに代えても差し支えありません。

様式第13号(第55条関係)

事後調査計画書提出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

事後調査計画書を作成したので、福井県環境影響評価条例第37条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対 象 事 業 の 名 称				
対 象 事 業 の 種 類				
事後調査計画書の内容	別紙のとおり			
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

様式第14号(第55条関係)

修正事後調査計画書提出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

事後調査計画書を修正したので、福井県環境影響評価条例第37条第3項の規定により、次のとおり提出します。

対 象 事 業 の 名 称				
対 象 事 業 の 種 類				
修 正 事 後 調 査 計 画 書 の 内 容	別紙のとおり			
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

様式第15号(第57条関係)

事後調査報告書提出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

事後調査報告書を作成したので、福井県環境影響評価条例第38条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対 象 事 業 の 名 称				
対 象 事 業 の 種 類				
事後調査報告書の内容	別紙のとおり			
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

様式第16号(第58条関係)

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

対象事業に係る工事が完了したので、福井県環境影響評価条例第39条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称				
対 象 事 業 の 種 類				
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日			
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日			
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

様式第17号(第59条関係)

事後調査完了届出書

年 月 日

福井県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

対象事業に係る事後調査が完了したので、福井県環境影響評価条例第40条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称				
対 象 事 業 の 種 類				
事 後 調 査 日 完 了 年 月 日	年 月 日			
連 絡 先	担 当 者 名		電 話 番 号	
	勤 務 先 (所属名等)			

(表)

<----- 12センチメートル ----->		↑ 8 セ ン チ メ ー ト ル ↓
第	号	
福井県環境影響評価条例第46条第3項の規定による身分証明書		
写 眞	職 名 氏 名 年 月 日生 年 月 日発行 年 月 日限り有効	
上記の者は、福井県環境影響評価条例第46条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。		
福井県知事		

福井県環境影響評価条例(抜粋)
(報告の徴収および立入調査)
第46条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、配慮書事業者(第4条の3(第4条の8第3項の規定により適用される場合を含む。))の規定により配慮書を作成した者をいう。以下この条において同じ。)、事業者または関連事業を行う者に対し、対象事業または環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況その他必要な事項について報告または資料の提出を求めることができる。
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、配慮書事業者、事業者もしくは関連事業を行う者の事務所もしくは事業所または対象事業実施区域に立ち入り、対象事業または環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させ、または関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(勧告および公表)
第47条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
(1)～(4) (略)
(5) 前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者
2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨および当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。